

## 第 23 回 下野市男女共同参画推進委員会会議録

日 時	平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 1 時 15 分～2 時 50 分
場 所	ゆうゆう館 会議室
出席委員	堀眞由美会長、百武亘委員、生澤里美委員、永山登志子委員、倉井金男委員、高木智子委員、手塚知恵子委員、楡木久美子委員、井上永子委員、和氣節子委員、木村諦四委員
欠席委員	渡邊喜正委員、和田康子委員、小野寺一彦委員
事務局	落合善正総合政策部長、星野登総合政策課長、小谷野雅美課長補佐、根本宜明主幹、倉井真由美主査
傍聴人	なし

### ○次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1) アンケート調査結果速報について
  - (2) 下野市男女共同参画推進条例（仮称）素案の検討について
- 4 閉会

### ○開会

（事務局） 第 23 回下野市男女共同参画推進委員会を開会いたします。

### ○あいさつ

（堀会長） よろしく申し上げます。

### ○議事

（堀会長） 議事録署名人につきまして、名簿の順に百武亘委員、生澤里美委員にお願いいたします。

議事の前に条例とは何か、確認のためもう一度事務局から説明いただいたうえで本日の議事に入りたいと思います。

（事務局） 委員会で検討していただいている男女共同参画推進条例につきまして、前回の審議において、条例に盛り込む内容とプランの施策として入れるものが混在している議論がありましたので、条例を検討する目的と背景については 2 月の会議で資料と共にご説明させていただいているところですが、確認の意味で再度説明させていただきます。2 月の推進委員会では、地方公共団体を取り巻く女性政策事業について、他の自治体と比較する中で市の状況を確認したところです。また、下野市で行っている男女共同参画の施策については、毎年ご報告している下野市男女共同参画プラン進捗状況報告のとおりであります。既にご承知のとおり平成 20 年 3 月に策定されて

いる下野市男女共同参画プランに基づく施策を実施していますが、プランの中間となる平成23年に実施したアンケート調査結果では、「男女共同参画社会」に対する認知度は微増しているものの、依然として低い水準にあり、男女平等を十分に理解していない市民が見受けられているといった結果でした。一方で、本市の審議会等の委員における女性委員の割合にフォーカスを当ててみますと、平成26年4月現在で33.6%と前年の29.5%を上回ると同時に、市が指針としている「審議会等委員選任指針」で目標としている女性委員の割合の30%を達成するという結果となりました。とはいえ、いまだ女性が政策決定の場へ参画する環境が整っている状況とは言えないと考えております。さらには、男女共同参画プラン期間中である平成25年3月には、下野市配偶者等からの暴力対策基本計画を策定し、いわゆるDVについての施策を強化したところです。こうした中で、男女共同参画プランやDV対策基本計画を総合的、計画的に推進していくための基本的事項を定めたものが必要となっているという現状があります。このために、条例の制定が必要であるという理解の下で、このような推進委員会やワークショップにより、条例の制定に向かって取組を進めて行っていただき、条例制定以降は、各種計画の策定や政策の決定に当たっては、男女共同参画の理念を反映させて、あらゆる分野での施策を市民や事業者、市民団体等々と共に協力して実行し、市民一人ひとりが男女共同参画を実感できるまちづくりを行っていくための、基本の条例となるべく、委員の皆さま方にはご議論いただきたい、と考えております。具体的な施策については、男女共同参画プランやDV対策基本計画で示し、条例ではそれらの施策を総合的計画的に推進していくための基本的事項を定めたものであると、再度確認していただき、今後ご議論いただきたいと思いますと考えています。よろしくお願いたします。

(堀会長) 国には法律があります。条例は、自治体ごとに事業が異なる中で、下野市が市民らの意見により法律や条例が必要であるという意見によって条例を作ることがあります。法律や条例は土台であり、中身の細かなことについては次の段階になります。今回皆さんが検討していく中で、現状を理想に近づける仕組や制度というものが条例になります。条例ができてから条例の目的を達成するために、職場や家庭など様々な持ち場において、主体的に目標が達成できるように、次の戦略を立てていくのがプランになります。今皆様には土台である大きなお皿を考えていただいています。条例の位置づけは、法律と同じように反した場合には罰せられることもありますが、目標として市民皆で目指していきましょう、ということを示すものです。そのような検討に関わっていただいています。

#### (1) アンケート調査結果速報について

(堀会長) ワークショップの振り返りについて説明をお願いします。

(事務局) 参考資料1 ワークショップの結果に基づき説明。

- (堀会長) 回収率が33.3%でしたが、下野市ではほかのアンケート調査の回収率ほどのぐらいありますか。
- (事務局) 昨年8月に行った総合計画の市民意識調査結果は約29%であり、おおよそ30%前後が平均です。
- (堀会長) 30%という数字をどうお考えですか。
- (事務局) 決して高い数字ではないと考えます。得られた結果を反映させながら、条例やプラン策定の参考にさせていただければと考えています。
- (堀会長) 県内外の調査では、個人的な調査ということもありますが、40%いっています。下野市民がアンケートに対して意見を言う機会であったにも関わらず、興味を示していないのか回収率が低い結果でした。県や市町村調査であれば40%以上は欲しいところです。市民の皆さん方の意識が表れているのではないかと思います。
- (事務局) アンケート調査については、若い年代からの回収率がどうしても低くなる傾向にあります。発送の際に若い方への発送を多くするなど全体のバランスを調整して、若い方からの意見をなるべく他の年齢層と同じ位の数のご意見を聞くための回収数を上げる工夫をしています。そうした部分も回収率に影響しているのかと思っています。
- (堀会長) 発送について配慮いただいているようですが、若い人たちは無関心である印象があります。学生たちにも自分たちもまちづくりに参加して以降
- (倉井委員) 回収率について、他の市町村はどのぐらいなのですか。
- (事務局) 男女共同参画に限りませんが、30%台後半などなかなか40%台は難しいところだと思います。今回資料1の2ページに年齢ごとの回答数があります。若い方に多く出すなどの調整を行ったにも関わらず、20代では10%程度、70代以上は18%台という結果になっており、若い方の関心がないということで調査実施時には工夫が必要であると感じています。
- (百武委員) 資料1の3ページの間6-2の結果で役員・管理職、専門・技術職の回答割合が高いのですが、偏っているのではないのでしょうか。
- (事務局) 間6-2は、間6-1で「勤め人」と回答している216人のうち数で分類されています。
- (百武委員) 安定している階層が非常に多いように見受けられる。パート・アルバイトや契約社員の人たちの意識はどこで分析されるのですか。
- (事務局) 今回は単純集計としての結果ですので、今後クロス集計をしながら結果を示していく予定です。次々回にはもう少し精度の上上がった結果が出てくると思います。
- (堀会長) 今回の資料は速報でありますのでクロス集計で出てくると思います。
- (事務局) 今回の調査に限らずアンケートについては、年齢層の調整はしてはいるものの、無作為により抽出しています。役員・管理職、専門・技術職の回答割合が高いという結果については、結果として表れている数字と捉えていただきたいと思います。

- (木村委員) アンケートの設問項目は、前回と同じですか。
- (事務局) 今回の調査は、政府でも女性が輝く社会づくりとして力をいれていることなどを考慮して、4年前の前回調査と単純比較できる項目を残しながら、項目を増やした設問もあります。
- (堀会長) どの自治体も、主な所は変えないのですが、その他のところは時代の流れと共に変えていくということになります。
- (木村委員) 同じ設問で傾向が分かって、なおかつ時代の流れを入れながら設問しているということですね。
- (堀会長) 2 ページ目の問 4-2 で 8 番目の学生の回答数ゼロとあります。自治医大があるため学生からの回答も欲しかったところです。もしかしたら学生への送付がなかったかもしれません。事務局にも話しましたが、やはり若い人たちが住みやすいと思えるまちにするためには、若い人の意見が必要になりますので、次回以降の課題として、自治医大と調整した上で学生に協力いただければと思います。
- (事務局) 問 4-2 にある学生という選択肢は、ここでは配偶者の職業欄になります。配偶者が学生であると回答した人はいなかったということです。問 6 で仕事をしていない人 239 人の中に学生が含まれていることになります。

## (2) 下野市男女共同参画推進条例（仮称）素案の検討について

- (事務局) (資料に基づき、説明。前回示した条例骨子案に対する委員意見について、修正案を示した。)
- (堀会長) 性同一性障がいについて、用語の説明が必要な年代の方たちもいますので、説明が必要になると思います。ハラスメントという言葉について、10 年ぐらい前でしたらセクシャル・ハラスメントだけで十分だったのですが、昨今の事情や判例等を見ますと、いろいろなハラスメントの事例が発生しています。条例は将来的なことも見据えて作らなければならないため、ここはハラスメントとして、必要であればセクシャルハラスメントについても用語の定義に付け加えて、全体的には「ハラスメント等」としてまとめていってはいかがでしょうか。セクハラ、パワハラ、マタハラなどいろいろな例が出てきています。これまでは、ハラスメントについて訴えると、不利益が出るなどの状況であったのですが、昨今ようやく声を大にして訴えることができるようになったため、いろいろなハラスメントが出てきているのだと思います。こうしたことから、セクシャル・ハラスメントに限定する必要はなく、また、セクシャル・ハラスメントに限定することは危険ではないかと思います。
- (高木委員) ハラスメントにはたくさんの種類がありますので、セクシャル・ハラスメントに限定することなくハラスメント等とすることとしていただきたいと思います。
- (井上委員) さまざまなハラスメントについては、定義の中に一つひとつ入れていく方が分かりやすいのかと思います。

- (堀会長) 「ハラスメント」として、用語の定義に例を入れながら解説する方法もあります。または、セクシャル・ハラスメントをこの条例で前面に出すのであれば、用語説明でセクシャル・ハラスメントについてのもう少し細かな説明をして、それらを総称してハラスメントと言います、という定義のしかたもできます。資料ではセクシャル・ハラスメントとしていますが、セクシャル・ハラスメントだけに限定するものになります。ハラスメントとしなければ、他のハラスメントについて網羅するものではなくになります。セクシャル・ハラスメントは、男性から女性に限らず、女性から男性、女性同士、男性同士のハラスメントもあります。
- (事務局) 前回ハラスメントとして定義に入れてはどうかという意見がありましたが、セクシャルに限定した形で提案させていただいています。
- (堀会長) ハラスメントとするか、セクシャル・ハラスメントとするか、この委員会での合意を得たいと思います。
- (倉井委員) 全体からするとハラスメントでよろしいのではないのでしょうか。
- (木村委員) ハラスメントについて、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントがありますが、男女共同参画という中での用語説明とすると、セクシャル・ハラスメントになるのかと思います。
- (堀会長) パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントにしても全て人権の問題として捉えます。セクシャルだけではないです。
- (木村委員) 男女共同参画の範疇であるけれども、男女共同参画を含めたハラスメントであると捉えれば、ハラスメント全体としないおかしいということですね。
- (堀会長) 全ての嫌がらせは「ハラスメント」に含まれます。委員会としてはハラスメントを推奨したいということでもとめます。
- (堀会長) 性同一性障がいについてはいかがでしょうか。女性に生まれたけれども心は男性というような例で、医師から診断される病気です。用語の定義は必要ということでもとめます。
- (事務局) (前回委員会でいただいた条例骨子案についての意見について、方向性を示した。) 条例の基本理念の中にある「国際的協調」について、国や地方公共団体についても言及した方がいいのでは、という意見に対し、男女共同参画社会基本法との整合性を図り「国際的協調」のままとすることを提案。また、基本的施策の(3)学習活動への支援について、支援の対象を「家庭、地域、学校、職場等における」という表現について、「家庭、地域、学校、職場、その他あらゆる分野における」とすることを提案。さらに、基本的施策(4)農業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成について、「条件の整備等必要な措置を講じるものとします。」について具体的内容ではないため削除することを提案。
- (委員) 提案通り了承。
- (事務局) 骨子案5(5)推進体制の中で、「必要な財政上の措置を講じるよう努める」表現について、個別施策を行うために必要な全ての財政措置を行うのでは多くの財源が必要となるのではないかと、という意見について、施策を推進

するための財政措置は当然市が行うことになるため、改めて条例の中には掲載しないことを提案。7「性別による権利侵害の禁止」について、セクシャル・ハラスメントとして表現していることについて「ハラスメント等」とすることとして提案。

(堀会長) 骨子案7性別による権利侵害の禁止という項目は、前は言っていましたか。

(事務局) 前回は入っていた内容です。

(堀会長) (2)の後半部分「性別に起因する」というのは、同性から同性へのハラスメントもありますので除いた方がいいのではないかと思います。

(事務局) 条例案第16条の見出しにある「性別による権利侵害の禁止」の「性別による」も同様でしょうか。

(堀会長) そのとおりですが、委員の皆様はいかがでしょう。

(高木委員) 除くとすれば、他の部分の「性別による」という表現も取ることになると思います。

(堀会長) 「性別による」という表現を除いたことで以降の表現を変える必要が出てきます。栃木県の条例は、数年前に検討した内容になります。

(永山委員) 「性別による」でなく、「人権侵害による」とするのはいかがでしょうか。

(手塚委員) 「個人の」とするのはいかがでしょうか。

(楡木委員) 他自治体は、「性別による」となっていますが、先を行っていいのではないかと思います。

(井上委員) 将来的に、性別だけでなくあらゆる問題に対処できるような言葉が入ればいいと思います。

(和気委員) 事態の変遷と共に言葉は変わっていくものなので、なるべく克服できる条例になればいいと思います。

(木村委員) 横並びするよりも、下野市ならではの何かがあればいいと思います。

(高木委員) 性別に特化することなくということですが、進んでいる他の自治体を見ると、「性別その他による」としたり、人権という言葉を入れるなどとすれば、将来的に先端に行く条例になると思います。

(倉井委員) 人権などといった言葉を使うこともひとつかと思えます。

(生澤委員) 永山委員の意見がよろしいかと思えます。「侵害などによる」「あらゆる」を使うことではいかがでしょうか。

(百武委員) その他性別に起因する「配偶者等への暴力等人権を侵害するあらゆる暴力を行ってはならないこととする。」としてはいかがでしょうか。

(堀会長) 全委員からご意見をいただきました。事務局でまとめて、次回提示していただきたいと思えます。

(事務局) その他委員会意見としての方向性です。条文全体について、難しくない表現で誰が読んでも分かるような文章としてはどうかというご意見がありました。条例については、ある程度形式に沿った表現になることをご了解いただきますとともに、前文や条例の解説文の中で平易な表現としていき

いと考えています。

また、男女共同参画社会基本法の中の定義に合わせた表現とさせていただきたい。

職場環境の整備についての検証、苦情及び相談への対応について、条例では基本理念を定めて、今後検討するプランの中で具体的施策を検討していきたいと考えています。

(堀会長) ご意見はありませんか。

(意見なし)

(事務局) 男女共同参画推進条例について前文を入れるかどうかについてご意見をいただきます。

(意見なし)

(堀会長) 大変な作業になるかと思いますが、事務局に案を見せていただいた上で、今後入れるかどうかを検討していきたいと思います。

(和氣委員) 条例の中で、下野市の特徴となるものをつかんでいるのでしょうか。

(事務局) ワークショップを実施したことによりある程度の傾向はつかんでいます、アンケート結果を集計する中で傾向がつかめてくると思いますので、今後アンケート結果を活かしながら分析していきたいと思います。

(堀会長) これからアンケート結果の詳細が出てくると思いますので、アンケートの自由記述結果も参考にさせていただきながらたたき台を出していただきたいです。

(事務局) 男女共同参画推進条例の名称について、委員会のご意見をいただきます。

(堀会長) 名称特色を出すこともできます。今ここでは出ないと思いますので、次回までの委員の宿題とさせていただきます。名称の検討につきまして、委員の皆様よろしくお願いいいたします。

## ○閉会

(事務局) 以上で第 23 回男女共同参画推進委員会を閉会します。